

「令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業」業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

本事業は、近年の高齢多死社会の進行に伴う在宅や施設における療養や看取りの需要の増大を背景に、県民一人ひとりが最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび、自分が何を大切にして、どのように生きていきたいのかについて、ACP(アドバンス・ケア・プランニング:人生の最終段階の暮らし方と医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス)(以下「ACP」という。)の概念を盛り込み、県民への啓発および医療・介護の現場における人材育成と普及を図ることを目的とするものです。

2 委託業務の概要

- (1)委託事業名:令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業
- (2)委託期間 :契約日から令和8年3月27日(金)
- (3)委託内容 :「令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業」業務委託仕様書(別紙) 記載のとおり

3 委託上限額 2,978,140円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3)三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4)三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5)三重県内の病院で、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟のいずれかの機能があること、または地域包括ケア病棟(地域包括ケア管理料の算定を含む)を有していること、または在宅療養支援病院の届出をしていること。加えて救急の受け入れを行っていること。

5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1)企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限

令和7年5月8日(木)17時まで

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課地域包括ケア推進班(三重県庁4階)

ウ 提出方法

上記イの場所へ郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。)

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

エ 提出書類

企画提案コンペ参加資格申請兼誓約書(第1号様式)及び同申請書1に記載の添付書類。また、必要がある場合は、委任状(第2号様式)をあわせて提出すること。

オ 参加資格決定通知

令和7年5月20日(火)17時までに通知する。

(2)企画提案資料の提出

ア 提出期限

令和7年5月23日(金)16時まで

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県医療保健部長寿介護課地域包括ケア推進班(三重県庁4階)

ウ 提出方法

上記イの場所へ郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。)

なお、郵送又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

エ 提出資料

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

6 質疑及び回答

(1)質問の受付期間

令和7年5月1日(木)12時まで

(2)質問の提出

質問は、文書(任意様式、ただし規格はA4版)にて行うものとし、電子メールにて提出(宛先:chojus@pref.mie.lg.jp)するものとする。また、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当窓口の所属、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。

なお、担当所属あて電話により電子メール受理の確認を行うこと。

(3)質問の内容

質問は、原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き等の事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案資料の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4)質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月2日(金)10時までに、三重県のホームページに掲載する。

7 企画提案コンペの実施方法

(1)選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの評価項目は以下のとおり。

- ・目的・仕様の理解
- ・実施体制・スケジュール
- ・連携体制の構築
- ・専門性
- ・アドバンスケア・プランニング(ACP)の周知
- ・見積書

(2)プレゼンテーションは行いません。

(3)企画提案コンペの結果通知

令和7年6月2日(月)17 時まで通知する。

8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないことの証明)」(所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの)(写し可)
- (2)三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの)(写し可)

9 契約方法に関する事項

(1)契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。

(2)契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下、これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3)契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4)契約は、三重県医療保健部長寿介護課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

15 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

16 その他

(1)企画提案資料の作成に必要な費用については、提案者の負担とし、提出のあった企画提案資料等の資料は返却しない。

(2)提出のあった企画提案資料等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(3)契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4)成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(5)委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修の必要性があるので留意すること。

(6)次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
- カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
- キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

17 担当所属

〒三重県医療保健部長寿介護課 地域包括ケア推進班 石見、山下
〒514-8570 津市広明町 13 番地
TEL 059-224-3327
FAX 059-224-2919
E-mail chojus@pref.mie.lg.jp

第1号様式

令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業業務委託 企画提案コンペ参加申請兼誓約書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住所(所在地)

商号又は名称

代表者

印

令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP)推進事業業務委託に係る企画提案コンペに参加したいので、添付書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

1. 添付書類

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であるとの誓約書

【誓約事項】

- ① 当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 三重県物件関係落札資格停止要綱による落札停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- ④ 三重県税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ⑤ 入札の参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行うこと。
- ⑥ 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を厳守し、誠実に契約を履行すること。
- ⑦ 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。

(2)会社概要

- ① 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可。)

(3)企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
(第2号様式)

2. 連絡先(担当者)

住所、所属、役職、氏名、電話/FAX/E-Mail

委任状

案件名	令和7年度アドバンス・ケア・プランニング(ACP) 推進事業
-----	-----------------------------------

三重県知事 あて

令和 年 月 日

委任者 住所(所在地)

商号又は名称

フリガナ

職氏名

印

上記の企画提案コンペにおいて、下記の者を受任者(代理人)として定め、下記の権限を委任します。

記

受任者(代理人)

住所(所在地)

商号又は名称

フリガナ

職氏名

印

見積書に押印する印を使用してください

委任事項(※委任する事項を選択してください。)

- ☐ 企画提案又は見積に関する一切の件
- ☐ 資格申請に関する一切の件
- ☐ 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- ☐ 物品の納入及び契約の履行に関する件

契 約 実 績 証 明 書

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額	業務名	業務内容	添付資料

上記契約を締結し、履行したことを証明します。

令和 年 月 日

三重県知事あて

参加者 社 名

代表者

印

1. 過去3年の間に、今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績があれば記載してください。

2. 契約実績は、契約の種類、契約の相手方（官公署のみでなく民間事業者も含む。）は問いません。また、複数年契約については、過去3年の間にその履行を終了したもの又は現在も履行中であるものを含みます。金額が同規模程度のものを1件以上、記入してください。

3. なお、この様式に代えて、契約書の写し、履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類を提出していただいてもかまいません。

4. 1件以上の契約実績が認められた場合は、契約保証金の免除要件となります。

5. 契約実績のない場合も、「該当なし」と記入してこの証明書を提出してください。